

高原町在宅介護手当支給事業

高原町では、在宅の要介護者の介護を行っているご家族に対して介護手当を支給し、介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図ることで、在宅介護を行っているご家族への支援を行っています。

1. 支給要件（下記の条件をすべて満たしている必要があります。）

- (1) 介護を要する状態が居宅において3か月以上継続している要介護4又は要介護5認定者「以下（要介護者）という。」を日頃から介護していること。※
- (2) 要介護者及び介護者が高原町に住所を有すること。
- (3) 要介護者が障害児福祉手当及び特別障害者手当を受給していないこと。
- (4) 在宅での介護期間が20日に満たない月は支給対象としない。

※新規申請の結果、要介護4又は要介護5の認定となった場合は、認定決定日から3か月経過してからの申請受け付けとなります。

2. 事業の内容

- 介護手当の額は、月額6,000円です。
- 介護手当は、10月と4月に前の月までの6か月分が支給されます。



3. 利用の流れ

①申し込み

介護手当受給を希望される方は、ほほえみ館 高齢者あんしん係窓口にて在宅介護手当支給申請の手続きを行ってください。

【提出書類】

- ①申請書
 - ②介護者本人の通帳又はキャッシュカードのコピー
- ※印鑑をご持参ください。

②利用判定

内容審査の結果、受給資格の認定（却下）が決定され、在宅介護手当支給認定（却下）通知書が通知されます。

③手当支給

認定が決定された介護者の指定口座に介護手当が支給されます。

4. 注意事項（下記に該当する場合は届出が必要です。）

- 要介護者の介護度が要介護4～5でなくなったとき。
- 要介護者が死亡したとき。
- 介護者等の住所などに変更があったとき。
- 介護者が変わったとき。

<問い合わせ先>

ほほえみ館 高齢者あんしん係
☎42-2581

